

令和3年度 北海道大学 DX 博士人材フェローシップ学生募集要項

1. 本フェローシップの目的

北海道大学 DX 博士人材フェローシップ（以下「本フェローシップ」という。）は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「次世代研究者挑戦的研究プログラム」に基づき、我が国の科学技術・イノベーションを発展させ、重要課題を創造的に解決して未来を拓く力量を持つ卓越した博士人材を育成することを目的とします。このため、本学大学院に所属する博士後期課程及び博士課程の学生に対して、研究奨励費（生活費相当額）及び研究費を支給することで研究に専念できる環境を提供し、研究力の向上を図るとともに、「世界の課題解決に貢献する北海道大学」の実現に向けて、我が国における Society 5.0 実現のための社会変革の原動力となり得る DX 改革を牽引する研究人材を育成することを目的とします。

2. 本フェローシップの概要

下記 URL にて、本フェローシップの概要を説明する動画を配信しています。申請者は、当該動画を必ず視聴し、本フェローシップが求める人材像、カリキュラム、支援内容、採択された者に課せられる責務等を十分に理解した上で申請してください。

また、本フェローシップにおいて取り組みを進める上で、指導教員の理解や協力は不可欠ですので、申請する場合にはあらかじめ指導教員の了解を得ておくことを推奨します。

本フェローシップ説明動画 URL: (作成中)

3. 募集対象者/募集区分/申請期間

本フェローシップでは、優れた研究能力を有し、かつ挑戦的・融合的研究を実施する素養を持つ学生を、各学年あたり、3年制博士後期課程の学生 125 人、4年制博士課程の学生 23 人、合計 148 人を募集します。

	3年課程	4年課程	合計
春期選抜	100名	20名	120名
秋期選抜	25名	3名	28名
合計	125名	23名	148名

なお、事業初年度の今年度は、令和3年9月30日時点で本学に在籍し、令和3年10月1日において、次の①及び②の要件及び下記「4.申請要件」を満たす学生を、下表の選抜区分ごとに募集定員を分けた上で、春期選抜として募集します。また、令和3年10月1日入学者は秋期選抜として募集します。

- ① 標準修業年限*3年の博士後期課程に在籍し、かつ在学期間が36か月未満の者
- ② 標準修業年限*4年の博士課程に在籍し、かつ在学期間が48か月未満の者

*標準修業年限について

生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程に在籍する学生は4年間です。その他の学院の博士後期課程は3年間です。なお、休学期間は除きます。

選抜区分	修了までの標準修業年限の残期間	支援期間	募集定員	申請期間
A	6ヶ月～11ヶ月	6ヶ月（半年）	120(20)名	【在学生】 令和3年10月1日（金） ～10月15日（金）17時
B	12ヶ月～17ヶ月	12ヶ月（1年）	28(3)名	
C	18ヶ月～23ヶ月	18ヶ月（1年半）	120(20)名	
D	24ヶ月～29ヶ月	24ヶ月（2年）	28(3)名	
E	30ヶ月～35ヶ月	30ヶ月（2年半）	120(20)名	【2021年10月入学者】 令和3年10月11日（月） ～10月22日（金）17時
F	36ヶ月～41ヶ月	36ヶ月（3年）	28(3)名	
G*	42ヶ月～47ヶ月	42ヶ月（3年半）	20名	
H*	48ヶ月	48ヶ月（4年）	3名	

()は4年制博士課程の募集定員で内数。

*は博士課程（4年制）のみの選抜区分。

4. 申請要件

本フェローシップに応募することができる者は、挑戦的・融合的研究を実施する素養と優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者としします。

- (1) 博士後期課程等に在学*（進学予定者を含む。）し、学業成績等が優秀な者（ただし、標準修業年限を超過している者を除く。）

*申請時に休学している者は申請できません。

- (2) 本フェローシップへの参加及び専念を誓約できる者
- (3) 文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」（北海道大学アンビシャス博士人材フェローシップ）の支援経費を受給していない者*

*既に北海道大学アンビシャス博士人材フェローシップに採択されている者は、申請できません。

- (4) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員事業の支援経費を受給していない者*

*独立行政法人日本学術振興会特別研究員事業に申請中の場合でも申請できますが、当該特別研究員事業に採択された場合には、本フェローシップを辞退していただく必要があります。

- (5) 本学や企業等から、又は自身が起業し、生活費相当額として十分な水準（年額240万円程度）で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者以外の者

- (6) 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生又は本国からの奨学金等の支援を受ける留学生以外の者

- (7) 本研究奨励費と同等あるいはそれ以上の額の他の給付型支援経費*（ただし、学生が研究に専念できる環境を整備することを目的とする支援経費に限る。）を受給している者以外の者

*入学料免除や授業料免除を受けている者、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金、その他授業料に対する援助が目的の助成金を受けている者は、申請可能です。

5. 申請方法・提出書類

本フェローシップへの申請は、以下の書類の提出が必要になります。なお、必要書類の提出を怠った場合には、選抜の対象としないので、くれぐれも注意してください。申請方法については、HP掲載の「DX博士人材フェローシップの申請方法」を確認してください。

【提出書類】あらかじめ必要な提出書類を準備の上、申請作業をしてください。

- (1) 研究計画書（必須）
- (2) 各種教育プログラムの修了を証明するもの（該当者のみ）
- (3) 指導教員の推薦書*（該当者のみ）
- (4) 英語外部試験のスコアや成績が分かる資料（該当者のみ）

* (3)指導教員の推薦書について

指導教員の推薦書の提出が必要な場合には、早めに指導教員に推薦書の作成を依頼し、申請者本人が、その他の提出書類と一緒に、「DX博士人材フェローシップの申請方法」において指定された方法でアップロードしてください。なお、推薦書の電子ファイルにはパスワードが設定されておりますが、教員には通知されています。

6. 選考方法及び選考基準

選考については、以下のとおり実施します。

- (1) 第1段階選抜：

申請者が所属する学院・研究科において、提出書類に基づき、審査を行い、学問分野による不公平が生じないよう配慮した全学共通の審査基準により評価します。なお、審査においては特に、挑戦的・融合的な点、新しい原理につながる斬新な方法論の提案などを高く評価します。

(2) 第2段階選抜：

本フェローシップの選抜委員会において、提出書類に基づき、特に DX 博士人材としての適格性及び挑戦的・融合的研究を実施する素養等について審査を行い、教育プログラムへの参加状況及び英語能力試験のスコアを加味して評価します。

なお、必要に応じて、面接試験を実施することがあります。(面接試験を実施する場合には、該当者と実施日の調整を行った上で、面接試験実施日や実施方法等について別途通知します。)

7. 採否結果

採否結果は、11月下旬を目処に、申請者が所属する学院・研究科を通じて通知します。なお、採択された者は、本学のホームページでその氏名を公表します。

8. 採択者の義務等

本フェローシップに採択された者は、以下の義務を負います。

- (1) 本フェローシップが参加を推奨する教育プログラムへの参加等により4つの能力((1)DX 推進力、(2)課題抽出・解決力、(3)異分野融合展開力、(4)国際コミュニケーション力)を修得し、主体的研究力の向上に努めてください。(ただし、本年度に修了が見込まれる学生については、残りの在籍期間を考慮の上、配慮します。)
- (2) 各自の研究計画に基づき、学業及び研究に専念してください。
- (3) 一定の期間ごとに、研究の進捗状況について、事業統括に報告する必要があります。
- (4) 研究を行うにあたっては、本学が定める諸規則等を遵守し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応え得る研究活動の遂行に努めてください。
- (5) 本学が指定する研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講してください。
- (6) 研究成果を発表する場合、本事業により助成を受けたことを表示してください。
※論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例 (Grant No.は別途通知します)。
【英文】 This work was supported by JST SPRING、 Grant Number JPMJSPxxxx.
【和文】 本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSPxxxx の支援を受けたものです。
- (7) 本フェローシップにおける取組の効果に係る検証のため、本コース修了後、10 年程度の間、本学が実施するキャリア追跡調査に協力しなければなりません。

9. 研究奨励金（生活費相当額）及び研究費の支給額（令和3年度）

- (1) 研究奨励費（生活費相当額）：月額 15 万円（支給開始月は 10 月のため、年額 90 万円）
 - (2) 研究費：20 万円はすべての採択者へ配分します。
 - (3) その他の研究費等：挑戦的・融合的研究のために必要な研究費については、申請内容等を審査の上、適宜支給します。
- * 月の中途から研究奨励費の支給を開始する、又は支給を停止する場合の当該月の支給額は、別に定める基準によります。

【注意事項】

(1) 生活費相当額に関する税金の取扱い

- ① 生活費相当額は雑所得として課税対象の扱いとなるため、学生自らが確定申告を行う必要があります。1 年間（1 月 1 日～12 月 31 日）に受けた生活費相当額から、授業料などの研究に要した費用を必要経費として控除した残額が課税対象額となります。また、確定申告を行うために収支状況の記録を作成や領収書等の証拠書類を保存が必要となります。確定申告については、国税庁のホームページを参照してください。
- ② 課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納付する義務が生じます（外国人留学生の場合は、日本国と留学生の母国との租税条約等により、税金の取扱いが異なる場合があります。）。

(2) 国民健康保険等の取扱い

① 国民健康保険等の被扶養者要件喪失等

学生が被扶養者として家族の健康保険、船員保険、共済組合に加入している場合で、生活費相当額の受給により、年額 130 万円以上の恒常的収入を得ることとなったときは、家族の健康保険等の被扶養者から外れ、学生本人が国民健康保険に加入する必要性が生じます。

* 国民健康保険料については自治体によって金額が異なるため、居住する市（区）役所又は町村役場の国民健康保険担当窓口を確認してください。

* 扶養義務者（親等）の職場等における扶養手当等の取扱いについて確認するよう扶養義務者に伝えてください。

② 国民年金保険料の納入

日本国内に住む 20 歳から 60 歳未満の全ての人、原則として国民年金の第 1 号被保険者となり、国民年金保険料の納付が義務づけられています。学生は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」により、学生本人の前年の所得が一定以下*の場合は支払いが猶予されます。

生活費相当額の受給により、「学生納付特例制度」による猶予を受けられなくなったときは、国民年金保険料の納入義務が発生します。具体的な国民年金保険の手続きについては、居住する市（区）役所又は町村役場の国民年金担当窓口を確認してください。

* 本人の前年の所得が一定以下

目安：128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

10. 個人情報の取り扱い

- (1) 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に万全を期しています。
- (2) 出願に当たってお知らせいただいた氏名その他の個人情報については、①学生選抜（申請処理、選考実施）、②採否結果発表、③参加手続、④学生選抜方法等における調査・研究、⑤これらに付随する業務を行うために利用します。

11. 留意事項

今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、本要項に記載されている選考方法とは異なる内容や方法で選考を行う可能性があります。変更が生じた場合は、速やかにホームページ上で公表いたします。

12. 問い合わせ先

担当：学務部学務企画課大学院教育改革ステーション

本件に関する問い合わせ：

E-mail：jisedai-DX@academic.hokudai.ac.jp